

# 畜産経営情報

## 水質汚濁防止法の暫定排水基準が見直されました

水質汚濁防止法第3条に基づく環境省令では、**アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下：硝酸性窒素等）**について、一般排水基準とは別に畜産農業における暫定排水基準が決められています。今回、この基準が見直されました。

### ・畜産経営体から排出される暫定排水基準

これまで 600mg/L →

令和元年(2019年)7月1日から 500mg/l

## 水質汚濁防止法の対象となる畜産施設（特定施設）

一定規模以上の畜舎を有し、排水(尿、洗浄水等)を公共用水域(河川、湖沼)に放流している場合に対象となります。

一定規模とは

豚

総面積が 50 平方メートル以上の豚房

牛

総面積が 200 平方メートル以上の牛房

馬

総面積が 500 平方メートル以上の馬房



## 硝酸性窒素等の一律排水基準と暫定排水基準

硝酸性窒素等は人の健康への影響が懸念される有害物質のため、排水基準値は一律 100mg/l と定められています。現在、暫定基準が存在するのは畜産農業を含めた7業種のみであり、畜産農業でも暫定排水基準は 1,500(H13)⇒900(H16)⇒700(H25)⇒600(H28)⇒500(R1)と基準が引き下げられています。今後も、基準値が引き下げられることが予想され、また、地域に調和した畜産経営の維持のためにも、畜産排水の改善は急務です。

## 排水測定義務



特定施設の排水水については、1年1回以上、排水水の測定を行い、その結果を記録し3年間保存することが義務付けられていますので、必ず実施、保存してください。

※水質汚濁防止法は、事業所から公共用水域に排出される水の排出等を規制することで、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る法律です。

～お問い合わせは各地域振興局 農政課まで～